

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 調達番号 | 附図001 |
| (2) 業務件名及び数量 | 雑誌等合冊製本（背かがりミシン綴・バインド作業なし）
2,500冊（予定）
その他詳細は別紙仕様書のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和5年3月31日まで |
| (4) 納品場所 | 大阪府豊中市待兼山町1番4号
大阪大学総合図書館
ほか仕様書別紙（2）記載の図書館・図書室等 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 大学図書館での契約実績があること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1番4号
国立大学法人大阪大学 附属図書館 学術情報整備課 学術情報収集班
電話06-6850-5064
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3（1）の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 仕様書の入手
見積書を提出しようとする者は、事前に上記3（1）の交付場所に連絡し、仕様書を受け取るものとします。
- (4) 見積書提出期限
令和4年2月28日17時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 不要
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「製造請負契約基準」に定めています。
- (4) 見積書と一緒に上記2（2）の実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出することとします。

第2号様式

見 積 書

調達番号：附図001

業務件名：雑誌等合冊製本（背かがりミシン綴・バインド作業なし）

見 積 金 額 1冊当たり 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

製造請負契約書（案）

製造請負の表示 雑誌等合冊製本（背かがりミシン綴・バインド作業なし）
請負代金額 1冊当たり 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額とする。ただし、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税及び地方消費税によるものとする。

発注者 国立大学法人大阪大学附属図書館長 尾上 孝雄 と受注者 との間において、上記の製造（以下「製造」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって製造請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、製造をするものとする。

第2条 発注は、仕様書別紙（2）に示す国立大学法人大阪大学の発注図書館室等の担当係（以下「担当係」という。）より、受注者に対して行い、引き渡しは、担当係が指定した日時と場所で行うものとする。

第3条 納入は、担当係が指定した日時と場所に、納品書をそえて納入するものとする。

第4条 製造は、（作業場所を記載する） において、これをするものとする。

第5条 受注者は、製造物及び製造に必要な物品等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を順守すること。

第6条 請負期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

第7条 請負代金の支払は請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 契約保証金は免除する。

第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準によるものとする。

第11条 受注者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

第12条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和4年 月 日

発注者 豊中市待兼山町1番4号
国立大学法人大阪大学附属図書館長 尾上 孝雄

受注者